

## 令和3年第7回厚岸町教育委員会会議録

招 集	日 時	令和3年5月12日 午前10時00分	
	場 所	厚岸町海事記念館 1階会議室	
開 会 日 時	令和3年5月12日 午前10時00分		
閉 会 日 時	令和3年5月12日 午前10時36分		
出 席 委 員	田 辺 正 保		
	濱 秀 利		
	森 脇 直 美		
	成 澤 幸 恵		
欠 席 委 員			
会議録署名	教 育 長	酒 井 裕 之	
委 員	委 員	成 澤 幸 恵	
会 議 出 席 者	事務局職員	管理課長	真里谷 隆
		管理課長補佐	車 塚 洋
		指導室長	廣 瀬 巧
		生涯学習課長	早 川 知 記
		スポーツ課長	高 橋 俊 彦
	その他の者		

議事日程

日 程	議案番号	付 議 事 件
1		開会
2		会期の決定
3		前回会議録の承認
4		会議録署名委員の指名
5	(報 告)	
	報告第4号	教育長の報告すべき事項について【報告済】
6	(議 案)	
	議案第31号	湖南地区学校運営協議会委員の任命について【原案可決】
	議案第32号	湖北地区学校運営協議会委員の任命について【原案可決】
	議案第33号	太田・片無去地区学校運営協議会委員の任命について【原案可決】
	議案第34号	厚岸町環境教育推進委員会委員の委嘱について【原案可決】
	議案第35号	厚岸町青少年育成センター専任補導員の委嘱について【原案可決】
	議案第36号	奨学生の選定について【原案可決】
7		閉会

## 令和3年第7回厚岸町教育委員会

令和3年5月12日

午前10時00分開会

●教育長           ただいまから、令和3年第7回厚岸町教育委員会を開会  
します。これから、本日の会議を開きます。

          なお、本日の日程は、既に配付されている日程表のとおり  
であります。

●教育長           日程第2「会期の決定」についてであります。委員会の  
会期を本日、5月12日の1日間としてよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長           それでは、会期を本日5月12日の1日間といたします。  
また、本日の付議事件のうち、議案第36号については、  
奨学金に関する議案のため、会議規則第15条の規定に基づ  
き、非公開とし、公開事件が終了した後に審議をしたいと  
思います。

          その他の議案については公開として議事を進めたいと思  
いますがよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長           それでは、そのように決定いたします。

●教育長           日程第3、「前回会議録の承認」についてであります。  
令和3年4月16日に開会した第6回教育委員会の会議録の  
承認についてであります。会議録署名委員の森脇委員、  
私がそれぞれ署名済みでありますので、これをもちまして  
承認とさせていただきます。

●教育長 日程第4、「会議録署名委員の指名」についてであります。本日の会議録署名委員は、会議規則第17条の規定により、成澤委員を指名いたします。

●教育長 日程第5、報告第4号「教育長の報告すべき事項について」を議題といたします。職員は、報告内容の説明をしてください。

●生涯学習課長 ただいま上程いただきました、報告第4号「教育長の報告すべき事項について」、その内容をご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

報告第4号では、1として 専決処分事項の報告について（令和2年度厚岸町一般会計補正予算（15回目））、2として、専決処分の報告について（厚岸町スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例の制定について）の内容になりますが、はじめに、1の令和2年度厚岸町一般会計補正予算（15回目）について、ご説明申し上げます。

本件は令和2年度厚岸町一般会計予算の補正であります。地方自治法第179条第1項の規定により令和3年3月30日に町長の専決処分として専決されたことから報告し、教育委員会の承認を求めるものであります。

内容ですが、3ページをお開きください。

3ページ、別紙1は、専決処分書であります。令和2年度厚岸町の一般会計予算歳入歳出それぞれ397千円を追加する補正であります。

このたびの予算の補正は、各条例や規則等の規定に基づき開催する審議会や委員会について、令和2年当初からの新型コロナウイルス感染拡大に伴い、感染リスクとなる多人数、長時間の会議を避けるため、書面を回付し

可否を問う、いわゆる書面開催を行っていましたが、出席による会議以外の会議開催に係る規定がなかったものです。

このため所要の規定の整備を行うとともに、各委員等への報酬にかかる予算の補正について専決処分したものであります。

なお、委員への報酬につきましては、当該、専決処分後に既に全額が支出済みとなっております。

補正予算の内容は、4ページからの予算補正の歳出において、私からは、生涯学習課の所管部分について、ご説明いたします。

9款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費、補正額84千円。

右側説明欄で青少年問題協議会、委員報酬75千円、2回の書面開催に伴う委員報酬の計上。

社会教育委員、委員報酬9千円、1回の書面開催に伴う委員報酬の計上であります。

3目公民館運営費、補正額42千円、右側説明欄で公民館運営審議会42千円、1回の書面開催に伴う委員報酬の計上であります。

4目文化財保護費、補正額83千円、右側説明欄で文化財専門委員会83千円、2回の書面開催に伴う委員報酬の計上であります。

5目博物館運営費、補正額42千円、右側説明欄で海事記念館・郷土館・太田屯田開拓記念館運営審議会42千円、1回の書面開催に伴う委員報酬の計上であります。

生涯学習課所管部分は以上となりますが、以降の説明はスポーツ課から説明申し上げます。

●スポーツ課  
長

私からは、スポーツ課の所管事項に関するものについて、ご説明いたします。

6項保健体育費、2目社会体育費、補正額146千円、

右側説明欄でスポーツ推進審議会、委員報酬83千円、2回の書面開催に伴う委員報酬の計上。

スポーツ推進委員、委員報酬63千円の計上で、1回の書面開催に伴う委員報酬の計上であります。

次に6ページ、2厚岸町スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例の制定について、その報告の内容をご説明申し上げます。

厚岸町スポーツ推進審議会は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定に基づき、本町のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより設置しております。

今年度においては、本条例に基づく審議会について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、書面審議で開催いたしました。条文中に書面審議に関する取扱いの規定がないため、会議の成立要件及び議事決定の要件を満たすものとはなっていなかったことから、当該書面による審議の特例規定を新たに追加し、令和3年3月30日付けで、令和2年4月1日以降に開催した会議から書面審議での議決要件等を成立させるため、専決処分としたものであります。

新たに加えた第8条の2は、「審議会招集の特例」に関する規定で、第1項では、緊急の必要があり審議会の会議を招集する暇がない場合、その他やむを得ない理由のある場合において、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、審議会の会議に代えることができるとする規定を、第2項では、書面での審議を行った際の、会議の成立要件及び議事の決定要件を、会議を開いた場合と同様とする準用規定を整備したものであります。

附則であります。この条例は、令和3年3月30日から施行し、令和2年4月1日から適用するものであります。

以上、簡単な説明でございますが、報告第4号「教育

長の報告すべき事項について」の説明とさせていただきます。

- 教育長           内容は、令和3年第1回厚岸町議会臨時会に上程される、専決処分に関する報告についてであります。これから質疑を行います。

まず、1点目の「令和2年度厚岸町一般会計補正予算(15回目)」について、質疑ございますか。

(ありません。の声)

- 教育長           次に、2点目の「厚岸町スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例について」、質疑ございますか。

- 濱委員           スポーツ課の条例については問題ないのですが、この定例教育委員会を書面開催するということはおそらくできないとは思いますが、もし、書面開催やリモート開催という議論になった場合に、規定とかはどうなっているのでしょうか。

- 管理課長       教育委員会の部分につきましては、規則改正が必要な場合は、来月の定例教育委員会に上程する予定であります。

- 濱委員           定例教育委員会をリモート開催しようとした場合、特段規則上、問題ないということでしょうか。

- 管理課長       教育委員会については、前年度もそうですが、書面開催は実施せず、持ち回り開催という形で実施しております。

- 濱委員           例えば、小中学校でのリモート授業について、前回の

定例教育委員会で指摘させていただいたのですが、例えば、定例の教育委員会をリモートで開催するということは可能なのでしょうか。

- 管理課長 現時点で、そこまで調べていないので明言できませんが、あくまで教育委員会の会議は開催もしくは持ち回りで実施しておりますので、その点、確認にお時間いただいてよろしいでしょうか。

(休憩)

- 管理課長 貴重なお時間を頂戴し、大変、申し訳ございませんでした。今、厚岸町教育委員会会議規則を確認いたしました。

会議の招集の中に、リモート開催という部分は記載されておられませんので、この部分は判断が難しいと思われま

す。先ほど述べた書面開催に伴う規則、訓令の改正については、書面会議ができるように改正するものですが、リモート開催については、他の自治体等の例もあるので、今すぐ、結論は出せないのですが、今の段階では、規定上、無い以上はできないのではないかなというのが、私一人の考えであります。この点、一度預からせていただき、確認させていただきたいと思います。来月の定例教育委員会まででよろしいでしょうか。

- 濱委員 いいえ、結構です。

要は、公開案件、非公開案件があるから、例えば、非公開案件があった場合、リモート開催はできないと思います。でも、公開案件のみの場合は、リモート開催が可能なのかなという考えがあったものですから。



●管理課長

規定上ないことはできないというのが基本ですので、ただ、書面会議についてみた場合でも、教育委員会では開催しておりませんが、他の委員会では開催していた経緯もあります。これについては、明確にするということで、次回の定例教育委員会において、規則・訓令の改正を予定しております。リモート開催については、例えば、リモートも会議の一つと見なすのであれば開催できますし、一方で、リモートは、定例教育委員会は招集の上、行われる会議もしくは持ち回り会議とは別だということになれば、リモート開催はできませんし。

その点、確認させていただき、来月、改めて報告させていただきます。

●田辺委員

町議会も、教育委員会の会議もそうですが、基本的には公開という問題がある。リモート会議で実施しているものを公開できるのかという点も課題としてあるのではないか。

公開する必要のない会議ならば、リモート開催も問題ないだろうが、いわゆる、非公開などの部分で、その部分をどう担保できるのかということです。

●濱委員

公開について言えば、この教育委員会の会議も、リアルタイムではないが、教育委員会のホームページに議事録を公開しているので、そういう意味では公開に関して言えば、担保できていると思う。

ですので、その点も含めて調べていただければと思います。

●田辺委員

この教育委員会の会議は、法に基づいて開催している会議なので、私たち、厚岸だけの問題ではなく、全国的な問題だと思います。

●教育長 他にございませんか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、これで報告第4号を終わります。

●教育長 日程第6、議案第31号「湖南地区学校運営協議会委員の任命について」、議案第32号「湖北地区学校運営協議会委員の任命について」及び議案第33号「太田・片無去地区学校運営協議会委員の任命について」を一括議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長 ただ今上程いただきました、議案第31号「湖南地区学校運営協議会委員の任命について」、議案第32号「湖北地区学校運営協議会委員の任命について」及び議案第33号「太田・片無去地区学校運営協議会委員の任命について」、その提案理由と内容を一括にてご説明申し上げます。

議案書の7ページをご覧くださいと思います。

はじめに議案第31号「湖南地区学校運営協議会委員の任命について」であります。

該当団体の役員改選及び人事異動等により欠員となった湖南地区学校運営協議会委員について、厚岸町学校運営協議会規則第8条の規定により新たな委員を任命いたしたく本議案を提出するものであります。

1号委員はコミュニティ・スクールに在籍する児童の保護者で1名、津田明宏氏、厚岸小学校PTA会長でございます。

4号委員は、教育委員会が適当と認める者で1名。福田雅人氏で、厚岸翔洋高等学校校長でございます。

なお、性別、生年月日、住所等は記載のとおりでございます。

いますので省略させていただきます。

委嘱年月日は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間となっております。

議案書の8ページは、令和3年3月31日付の湖北地区学校運営協議会委員の名簿でございますのでご参照願います。

続きまして、議案第32号「湖北地区学校運営協議会委員の任命について」であります。

議案書9ページをご覧ください。

該当団体の役員改選及び人事異動等により欠員となった湖北地区学校運営協議会委員について、厚岸町学校運営協議会規則第8条の規定により新たな委員を任命いたしたく本議案を提出するものであります。

1号委員は車塚洋氏、真龍小学校PTA会長でございます。もう1名は、高田智治氏、真龍中学校PTA会長でございます。

4号委員は、柴田耕一郎氏、厚岸翔洋高等学校教頭でございます。

なお、性別、生年月日、住所等は記載のとおりでございますので省略させていただきます。

委嘱年月日は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間となっております。

議案書の10ページは、令和3年3月31日付の湖北地区学校運営協議会委員の名簿でございますのでご参照願います。

続きまして、議案第33号「太田・片無去地区学校運営協議会委員の任命について」であります。

議案書11ページをご覧ください。

該当団体の役員改選及び人事異動等により欠員となった太田・片無去地区学校運営協議会委員について、厚岸町学校運営協議会規則第8条の規定により新たな委員を任命いたしたく本議案を提出するものであります。

1号委員3名、橋本隆幸氏、太田小学校PTA会長でございます。

二人目、村田吉盛氏、太田中学校PTA会長でございます。

三人目、小山裕市氏、太田へき地保育所PTA会長でございます。

委嘱年月日は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間となっております。

議案書の12ページは、令和3年3月31日付の太田・片無去地区学校運営協議会委員の名簿でございますのでご参照願います。

以上、簡単な説明でございますが、議案第31号、32号及び33号の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますよう よろしくお願いいたします。

●教育長

内容は、湖南地区、湖北地区及び太田・片無去地区の学校運営協議会の委員の任命についてであります。これから質疑を行います。

●濱委員

コミュニティ・スクールですが、この運営状況と申しますか、昨年度、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けていると思うのですが、その点、どのようになっているのでしょうか。

●指導室長

コミュニティ・スクールにつきましては、湖南、湖北、太田・片無去地区、以上3地区とも協議会の会議が実施されております。ただし、PTAと学校とが一緒になり何かを実施するとか、地域の住民と協働して行事を行うということは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から実施できていない状況にあります。

太田・片無去地区のコミュニティ・スクールでは、今後、どのようなことができるだろうかということで、協

議の場を2回ほど設けまして、今年度、密にならないような状況で、街頭でのゴミ拾いを地域住民と一緒に実施しようということになっております。

湖北地区につきましては、地域住民が子供に挨拶をしてもらいたいという願いもあり、積極的に声をかけようという、必ずしも人が参集しなくても実施できるような取組について実施しています。

湖南地区につきましては、子どもが何か困ったときに駆け込むことができる場所をこれまでも地域の人たちにお願ひしてきたところですが、改めて掲示物等を作成して啓発に努めるということで、小中学校の連携を中心に活動している状況であります。

●教育長 他にありませんか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第34号「厚岸町環境教育推進委員会委員の委嘱について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長 ただ今上程いただきました議案第34号「厚岸町環境教育推進委員会委員の委嘱について」、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

議案書の13ページをご覧くださいと思います。

厚岸町環境教育推進委員会については、平成8年度に設置し、厚岸町の環境教育の推進を図ってきております。この度、令和3年3月31日をもって、委員の任期が満了となったことから、厚岸町環境教育推進委員会設置要綱第3条第1項の規定により委員を委嘱しようとするものであります。

氏名等でございます。氏名及び所属団体等については、記載のとおりですので省略させていただきます。

委員区分は5つに分かれております。

学校等教育関係者につきましては、10名の委員のうち5名が新たな委嘱でございます。

識見を有する者につきましては、9名全員が再任でございます。

厚岸町役場職員につきましては、3名全員が再任でございます。

教育委員会職員につきましても、3名全員が再任でございます。

地元産業関係者につきましても、4名全員が再任でございます。

委員全体では29名を委嘱しようとするものであります。

任期については、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間となっております。

以上、簡単な説明でございますが、議案第34号「厚岸町環境教育推進委員会委員の委嘱について」の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●教育長

内容は、厚岸町環境教育推進委員会委員の委嘱についてです。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長                    なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長                    では、そのように決定いたします。

●教育長                    次に、議案第35号「厚岸町青少年育成センター専任補導員の委嘱について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●生涯学習課長            ただ今上程いただきました議案第35号「厚岸町青少年育成センター専任補導員の委嘱について」、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

厚岸町青少年育成センター専任補導員は、厚岸町青少年育成センター設置要綱第6条第1項の規定により、教育委員会が委嘱しておりますが、令和2年度に委嘱した専任補導員が、令和3年3月31日をもって任期満了となったことから、同規定により、新たに厚岸町青少年育成センター専任補導員を委嘱いたしたく、本議案を提出するものであります。

議案書15ページをご覧ください。

1氏名等であります。

区分は、同規定により、全員が第1号の学校職員です。

氏名及び所属学校は、林大嗣、厚岸小学校。田中ひろみ、厚岸小学校。高橋紀亜、真龍小学校。山田寛大、真龍小学校。一文字稜、厚岸中学校。高橋詩織、厚岸中学校。長谷部公一、真龍中学校。石井毅征、真龍中学校。山本健太郎、厚岸翔洋高等学校。上本俊介、厚岸翔洋高等学校の10名です。

なお、性別及び備考欄については、記載のとおりです。

2任期につきましては、同規定、第2項の規定により、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間です。

なお、参考として次ページに関係規定及び令和3年3月31日現在の名簿を記載しておりますのでご参照ください。

以上、簡単な説明ですが、議案第35号の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

●教育長 内容は、厚岸町青少年育成センター専任補導員の委嘱についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 これより非公開事件の議案第36号を議題とします。暫時休憩いたします。休憩後の議案第36号につきましては、管理課長に出席願います。

そのほかの職員におかれましては、ここで、ご退席ただいて結構です。お疲れさまでした。

[休憩 午前10時33分]

[再開 午前10時34分]

●教育長 会議を再開いたします。議案第36号「奨学生の選定に



ついて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長           【非公開事件のため省略】

●教育長             その他、総体的に何かございますか。

(ありませんの声)

●教育長             以上で、本日の会議日程は全て終了しました。  
これをもちまして、第7回教育委員会を閉会します。